

Financial services tax alert

ファイナンシャル サービス タックス アラート

平成24年度税制改正案 金融証券税制

Contents

1. 振替公社債等、民間国外債の非課税制度の見直し
2. タックスヘイブン対策税制における二重課税調整措置の見直し
3. 外国親会社等に係る株式報酬に関する支払調書の提出制度の創設
4. 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置(日本版ISA)の事務手続きの簡素化

平成23年12月10日に平成24年度税制改正大綱が公表されましたが、この中には、金融庁から要望が出されていた東日本大震災の復興を視野に入れた日本版レベニュー債の非課税債券化や振替公社債等に関する運用の円滑化、平成26年から導入されることとなる日本版ISAに関する事務手続きの簡素化などが含まれています。今回はこれらのうち、金融機関のビジネスに影響があると思われる項目について紹介します。

なお、税制改正法案は、年明けの通常国会で審議され、3月末までに衆議院、参議院を通過するのが例年の流れとなっています。一部項目については、今後の国会における法案審議の過程において、修正・削除・追加などが行われる可能性があることにご留意ください。

1. 振替公社債等、民間国外債の非課税制度の見直し

(1) 日本版レベニュー債の非課税債券化

レベニュー債とは、公社等が発行する利子が当該公社等の利益に連動する債券で、住宅、水道、高速道路等のインフラを整備する資金を調達する目的で発行されるものが想定されています。

外国人投資家が内国法人の発行する一定の債券に投資する場合、振替社債等の利子等の非課税制度の適用により当該債券に係る利子は日本において課税されないこととなりますが、いわゆる利益連動債は租税回避のために利用されるおそれがあるため、この非課税措置の適用対象外とされています。このため、上記のようにその利子が利益に連動するレベニュー債を外国人投資家が購入する場合、公社等が発行する債券でインフラ整備等のための資金調達を意図したものであったとしても、その利子は本邦において課税される取扱いとなっていました。

しかしながら、公社等が発行するレベニュー債は一般に租税回避目的で発行される可能性は低く、また、民間資金の活用を促進する観点から、今回の改正では、東日本大震災復興特別区域法に規定する特定地方公共団体との間に完全支配関係がある内国法人が発行する利益連動債（地方公共団体が債務保証をしないものに限ります。）について、非課税制度の適用対象とすることとされます。これにより、海外からも東日本大震災に係る復興資金の調達がしやすくなることが期待されています。

この改正は、平成24年4月1日以後にその計算期間が開始する振替社債等の利子等について適用することとされています。

(2) 受益者等課税信託に関する運用の円滑化

平成23年度の税制改正で、振替公社債等を保有する外国年金信託に関して、当該外国年金信託の受託者が当該振替公社債等の利子の支払いを受けるものとして非課税適用のための手続きを行うこととされましたが、今回の改正では外国年金信託以外の受益者等課税信託について、当該受益者等課税信託の受託者が手続きを行うことで非課税措置の適用が受けられることとされます。

現行の振替公社債等の利子等の非課税制度では、特定振替機関等を経由して非課税適用申告書等を提出することとされていますが、受益者等課税信託（外国年金信託を除きます。）の信託財産に属する公社債で特定振替機関等の営業所等を通じて振替記載等を受けているものについては、当該特定振替機関等に代えて、当該受益者等課税信託の受託者が非課税適用に関する手続きを行うこととされます。

この改正は、平成24年4月1日以後にその計算期間が開始する振替公社債等の利子等について適用することとされています。

(3) 特定民間国外債の引受契約を締結する者を特殊関係者から除外

民間国外債等の利子の非課税制度について、平成22年度の税制改正で、特殊関係者が利子の支払いを受ける場合には非課税措置の対象外とされましたが、これに伴い、特定民間国外債の要件である引受契約等に定める販売制限の対象に、民間国外債の発行をする者の特殊関係者である非居住者及び外国法人が含まれることとされました。

今回の改正で、この販売制限の対象となる特殊関係者から、民間国外債の発行者と引受契約等を締結する者（当該民間国外債の発行者と引受契約等を締結する他の者から当該引受契約等に基づく募集等の残部の取得をする場合の当該取得をする者に限ります。）が除外されることとなります。

この改正は、平成24年4月1日以後に発行される民間国外債等について適用することとされています。

2. タックスヘイブン対策税制における二重課税調整措置の見直し

銀行が投資家からの資金調達のために優先出資証券を発行する際に、2つのSPC(投資家が購入する優先出資証券の発行体となる外国子会社と銀行に資金還流させるための外国孫会社)を介する場合がありますが、外国孫会社がタックスヘイブン対策税制により合算課税の対象となっても投資家において二重課税が生じないように、平成22年度の税制改正により、外国子会社を通じて受けた配当等(間接配当等)のうち一定の金額を益金不算入とする措置が設けられました。しかしながら、この二重課税排除のために益金不算入とする金額の計算の過程において、投資家の当該配当等を受ける日を含む事業年度(配当事業年度)末における外国子会社に対する持株割合を用いる

ことから、優先出資証券の償還が生じる事業年度についてはすでに持株割合がゼロとなっているために益金不算入とする金額が計算されず、二重課税が排除されないという問題がありました。

今回の改正で、投資家である内国法人等の配当事業年度末に最も近い日に外国子会社から受けた配当等の支払に係る基準日又はその基準日に相当する日における内国法人等の外国子会社に対する持株割合を用いて間接配当等の額を計算することとされます。

3. 外国親会社等に係る株式報酬に関する支払調書の提出制度の創設

外国親会社から子会社である内国法人の従業員等に対して株式等が直接付与されることによる所得の申告もれが多数把握されている状況を踏まえ、外国法人がその発行済株式等の50%以上を保有する内国法人の役員若しくは従業員である居住者又は外国法人の国内にある支店の役員若しくは従業員である居住者が、当該外国法人から付与された株式等を取得する権利の行使等をし、又は株式の価格等に連動して支給額が

決定される給与等の支払を受けた場合には、当該内国法人又は支店の長は、外国株式等を取得する権利の行使等に関する調書を、その行使等又は支払があった日の属する年の翌年3月31日までに、税務署長に対して提出することとされました。

この改正は、平成25年1月1日以後に提出すべき調書について適用することとされています。

4. 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置(日本版ISA)の事務手続きの簡素化

平成23年度の税制改正で平成26年から導入されることとなった非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置について、制度の普及・利用の促進のため次の措置が講じられます。

① 非課税口座年間取引報告書

繰越取得対価の額の記載を不要とするとともに、非課税口座内保管上場株式等について行われた株式分割等により非課税口座に受け入れた上場株式等がある場合には、その数、事由等を記載することとされます。

② 口座開設手続きの簡素化

非課税口座開設確認書の交付申請書と非課税口座開設届出書について、これらの書類を同時に金融商品取引業者等の営業所の長に提出することができることとされます。

【参考】平成23年度税制改正(平成23年12月2日公布分)

平成23年度税制改正法案の一部が「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律」として平成23年6月30日に公布されましたが、引き続き審議されたもののうち法人課税と納税環境整備に関する項目についての「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」が平成23年12月2日に公布・施行されました。

	主な項目	内容
法人関連税制	法人実効税率の引下げ	平成24年4月1日以後開始事業年度から法人税率が4.5%引下げ。復興財源法による付加税と合わせた実効税率は38.01%(平成24年度から平成26年度)
	欠損金の繰越控除制度の見直し	繰越期間9年への延長(平成20年4月1日以後に終了した事業年度において生じた欠損金額から適用)と控除額を所得金額の80%相当額に制限(平成24年4月1日以後開始事業年度から適用)
	減価償却制度の見直し	定率法が定額法償却率の250%から200%へ(平成24年4月1日以後取得分から)
	貸倒引当金の見直し	銀行等一定の業種以外は廃止(平成24年4月1日以後に開始する事業年度から4年間で取崩し)
納税環境整備	更正の請求等の見直し	更正の請求期間を5年間に

当ニュースについて、ご質問、ご不明点等ございましたら、下記担当者までご遠慮なくお問い合わせ下さい。

Contact

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人

BTS, ファイナンシャル サービス グループ

谷本 真一	パートナー	+81 3 3506 2843	shinichi.tanimoto@jp.ey.com
蝦名 和博	パートナー	+81 3 3506 2463	kazuhiro.ebina@jp.ey.com
鈴木 哲也	エグゼクティブ ディレクター	+81 3 3506 2116	tetsuya.suzuki@jp.ey.com
西川 真由美	シニアマネージャー	+81 3 3506 3895	mayumi.nishikawa@jp.ey.com

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。

* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。

Ernst & Young

アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーサービスの分野における世界的なリーダーです。全世界の15万2千人の構成員は、共通のバリュー(価値観)に基づいて、品質において徹底した責任を果たします。私どもは、クライアント、構成員、そして社会の可能性の実現に向けて、プラスの変化をもたらすよう支援します。

「アーンスト・アンド・ヤング」とは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームで構成されるグローバル・ネットワークを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、www.ey.comにて紹介しています。

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人について

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人は、長年にわたり培ってきた経験と国際ネットワークを駆使し、常にクライアントと協力して質の高いグローバルなサービスを提供しております。企業のニーズに即応すべく、国際税務、M&A、組織再編や移転価格などをはじめ、税務アドバイザリー・税務コンプライアンスの専門家集団として質の高いサービスを提供しております。詳しくは、www.eytax.jpにて紹介しています。

©2011 Ernst & Young Shinnihon Tax.
All Rights Reserved.

EYTAX SCORE CC20111222-1

本書又は本書に含まれる資料は、一定の編集を経た要約形式の情報を掲載するものです。したがって、本書又は本書に含まれる資料のご利用は一般的な参考目的の利用に限られるものとし、特定の目的を前提とした利用、詳細な調査への代用、専門的な判断の材料としてのご利用等ははしないでください。本書又は本書に含まれる資料について、新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人を含むアーンスト・アンド・ヤングの他のいかなるグローバル・ネットワークのメンバーも、その内容の正確性、完全性、目的適合性その他いかなる点についてもこれを保証するものではなく、本書又は本書に含まれる資料に基づいた行動又は行動をしないことにより発生し得るいかなる損害についても一切の責任を負いません。